

みやま市告示第56号

みやま市ホームページの有料広告掲載に関する取扱要綱を次のように定める。

平成21年3月26日

みやま市長 西原 親

みやま市ホームページの有料広告掲載に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、みやま市広告掲載取扱要綱（平成21年みやま市告示第55号。以下「広告掲載取扱要綱」という。）に定めるもののほか、市が管理するホームページ（以下「市ホームページ」という。）に掲載する有料広告の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 市ホームページに掲載する広告は、バナー広告（ホームページ上に表示されている帯状の広告画像で、広告を掲載しようとする者（以下「広告主」という。）の指定するホームページにリンクするものをいう。以下「広告」という。）とする。

(広告掲載枠の売り渡し)

第3条 市長は、広告の掲載枠を、毎年度入札等により決定した広告取扱業者（以下「取扱業者」という。）に売り渡すものとする。

(広告の掲載位置及び掲載枠数)

第4条 広告の掲載位置及び掲載枠数は、市ホームページのトップページで市が指定する位置及び掲載枠数とする。

(広告の規格)

第5条 広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) サイズ 縦45ピクセル 横180ピクセル
- (2) データ容量 10キロバイト以下
- (3) データ形式 GIF又はJPEG
- (4) WEBアクセシビリティに準拠した静止画

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、1箇月を単位とし、継続的に複数月の掲載も可能とする。  
2 広告掲載期間には、市のサーバ等のメンテナンス等により市ホームページの公開を停止する期間を含むものとする。

(広告掲載料)

第7条 広告掲載料は、市と取扱業者との間で締結した契約に基づく額とする。

(取扱業者による広告の取扱い)

第8条 市長は、広告掲載の決定及び取消しを除き、広告の募集、選定その他広告掲載に関する事務を取扱業者に取り扱わせるものとする。

(広告掲載の申込み)

第9条 広告主は、取扱業者に対し広告掲載の申込み等を行うものとする。

2 取扱業者は、申込みを受けた広告掲載の内容について、広告掲載申込書を市長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定)

第10条 市長は、前条の申込書の内容を審査の上、広告掲載の可否を決定し、その結果を広告掲載決定通知書により取扱業者に通知するものとする。

(広告掲載決定の取消し)

第11条 市長は、広告掲載取扱要綱の規定に違反すると認めるときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、広告掲載に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。